

土木工事施工管理基準
農業農村整備事業編

令和 3 年 8 月

滋賀県農政水産部耕地課

土木工事施工管理基準
農業農村整備事業編

目 次

土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編	1
別表第1 直接測定による出来形管理基準	3
1 共通工事	4
2 ほ場整備工事	16
3 農用地造成工事	18
4 舗装工事・道路改良工事	22
5 水路トンネル工事	32
6 水路工事	36
7 排水路工事・河川工事	42
8 管水路工事	46
9 畑かん施設工事	74
10 橋梁工事	76
11 橋梁下部工事	80
12 法面保護工事	86
13 暗渠排水工事	92
14 フィルダム工事	94
15 頭首工事	98
16 海岸河川工事	100
17 ため池改修工事	102
別表 ア、イ、ウ、エ、オ、カ	108
別表第2 撮影記録による出来形管理基準	119
1 共通工事	120
2 ほ場整備工事	122
3 農用地造成工事	124
4 舗装工事・道路改良工事	124
5 水路トンネル工事	126
6 水路工事	126
7 排水路工事・河川工事	126
8 管水路工事	128
9 畑かん施設工事	130
10 橋梁工事	130
11 橋梁下部工事	130
12 法面保護工事	132
13 暗渠排水工事	132
14 フィルダム工事	132
15 頭首工事	134
16 海岸河川工事	134
17 ため池改修工事	134

土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編

別表第3	品質管理基準	137
1	コンクリート関係	138
2	土質関係	146
3	石材関係	156
4	アスファルト関係	158
5	コンクリート二次製品及び鋼材関係	164
6	その他の二次製品	168

この土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編（以下、「施工管理基準」という。）は、滋賀県一般土木工事等共通仕様書に規定する施工管理（工程管理、出来形管理および品質管理）の基準を定めたものである。

第1 目的

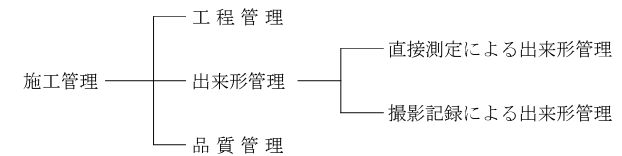
この施工管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形および品質規格の確保を図ることを目的とする。

第2 適用

この施工管理基準は、滋賀県が発注する農業農村整備事業に係る土木工事について適用する。
また、この施工管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、国土交通省近畿地方整備局が定める「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」等を参考に監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



1 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順および日程を定めて、工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

2 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下、「出来形測定」という。）し、その都度、結果を定められた管理方式等により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

3 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、または施工段階(区切り)および施工の進行過程が確認できるよう、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

4 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下、「試験等」という。）し、

その都度、結果を定められた管理方式等により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

第4 施工管理の実施

1 施工管理担当者

受注者は、建設業法で定める主任技術者の資格要件と同等以上の能力を有する者を、施工管理担当者に定めなければならない。施工管理担当者は、当該工事の施工管理を掌握し、この施工管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

2 施工管理項目

施工管理は、別表第1「直接測定による出来形管理基準」、別表第2「撮影記録による出来形管理基準」、別表第3「品質管理基準」により行うものとする。なお、この施工管理基準または特記仕様書に明示されていない事項および不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

3 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形および品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

4 施工管理上の留意点

- (1) 完成後に明視できない部分または完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- (2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督職員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることができるものとする。
- (3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあつては、規格値を合わせて記載するものとする。
- (4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
- (5) 出来形測定および試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。

5 検査時の提出内容

受注者は、完了検査、中間検査時等に、この施工管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

6 その他

- (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上下限を超えても構造および機能上、支障ないと発注者が承諾した場合はこの限りでない。
- (2) 施工管理の記録は、電子納品対象物である。
- (3) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。

第5 用語の定義

規 格 値……………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内にななければならない。

別表第1 直接測定による出来形管理基準

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
1 共 通 工 事	掘削	基準高(V)	⊕ 100	線的なものについては 施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。		
		幅(W)	⊖ 150			
		法長(L)	法長 5m未満 " 5m以上		⊖ 200 ⊖ 4%	
		施工延長			⊖ 200	
	盛土	基準高(V)	⊕ 100		上記と同一。	
		幅(W)	⊖ 150			
		法長(L)	法長 5m未満 " 5m以上			⊖ 100 ⊖ 2%
		施工延長				⊖ 200

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式 3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの		
基準高、幅、 法長で 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの	左記のもの で箇所単位 のもの		
同 上	同 上	同 上		余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。

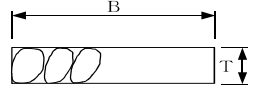
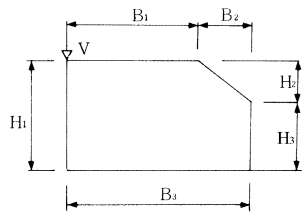
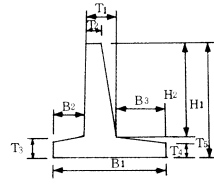
工種	項目	細目	規格値(mm)	測定基準	
1 共通 工事	石積み		⊕ 65 ⊖ 40	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき 1 箇所(おおむね 20m につき 1 箇所)の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 厚さ(T ₁ 、T ₂)の測定は 各々、法長 2m 未満は 1 箇所(おおむね L/2)、2 m 以上は 2 箇所(おおむ ね L/3、 ² /3 L)測定する ことを原則とする。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。	
	コンクリート ブロック積み 石張工 コンクリート ブロック張り 河川護岸 (は除く)	基準高(V)			
		厚さ(T ₁)	石面より裏込コンク リート背面まで		⊖ 50
		(T ₂)	石面より裏込材料背 面まで		⊖ 100
		法長(L)	法長 2m 未満		⊖ 40
			" 2m 以上		⊖ 75
	施工延長	ただし延長 10m 未満	⊖0.1%、 ⊖ 50		
		10m 以上 50m 未満	⊖ 100		
		50m 以上 200m 未満	⊖ 200		
	凹凸				
基礎杭打工	基準高(V)		⊕ 75 ⊖ 45	重要構造物は全数、それ 以外は施工本数 20 本当 たり 1 本測定し、20 本未 満は 2 本測定する。 支持杭については打止 り沈下量を全数測定す る。	
木杭 プレキャスト コンクリート 杭	場所打杭 深礎杭		⊕ 45 ⊕ 45		
	偏心 (e)	深礎杭	別表ア参照 150		
鋼管杭					
場所打杭					
深礎杭					

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で 20 点以上のもの	左記のもの で 20 点未満のもの	左記のもの で箇所単位のもの及び 施工延長		基礎コンクリートはコンクリート基礎を適用する。 法長の 1% とは、山と谷の差の絶対値をいう。
—	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したも のについては、杭打ち成績 表(様式 4)による。	—	$e = \sqrt{x^2 + y^2}$	場所打杭とは、オールケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。

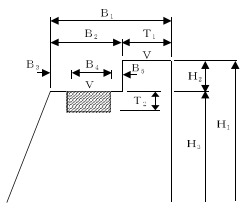
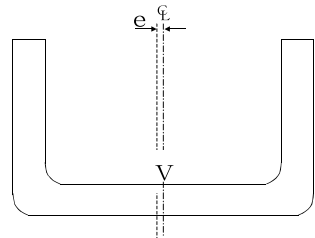
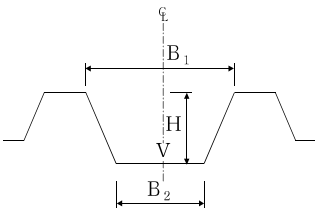
工種	項目	細目	規格値(mm)	測定基準
1 共通 工事	矢板打工 (矢板護岸を含む)	基準高(V)	⊕ 45	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	⊕ 100	
		施工延長 ただし延長200m未満	⊖ 0.1%、 ⊖200	
オープンケーソン		基準高(V)	⊕ 100	構造図の寸法標示箇所を測定する。 幅、厚さ、長さについては1ロット毎に測定する。
		幅(B)	⊖ 50	
		厚さ(T)	⊖ 20	
		高さ(H)	⊖ 100	
		長さ(L)	⊖ 50	
		偏位(e)	300	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点未満のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		中心線のズレは中心線より右を⊕左を⊖とする。 指定仮設は基準高等が明記されたもの。
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ、偏位		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
1 共 通 工 事	栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	幅(B)	栗石基礎、砕石基礎	⊖ 200	線的なものについては 施工延長おおむね50m につき1箇所割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 箇所単位のものにつ いては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。	
			砂基礎、均しコンクリート	⊖ 100		
		厚さ(T)	栗石基礎、砕石基礎、 砂基礎	⊖ 50		
			均しコンクリート	⊖ 20		
	施工延長	ただし延長 50m未満	⊖ 0.2% ⊖ 100			
	コンクリート 付帯構造物 コンクリート 基礎 コンクリート 側溝 コンクリート 管渠 横断構造物 コンクリート 擁壁 その他上記に 準ずるもの	基準高(V)		⊕ 45		線的な構造物につ いては施工延長おおむね 20 mにつき1箇所の割合 で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 箇所単位のものにつ いては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。
		幅(B)		⊖ 30		
		厚さ(T)	部材厚 30 cm未満	⊖ 20		
			" 30 cm以上	⊖ 25		
		高さ(H)	2 m未満	⊖ 30		
2 m以上			⊖ 45			
施工延長 (又は長さ)	ただし延長 2m未満 10m " 50m " 200m "	⊖ 0.1% ⊖ 30 ⊖ 50 ⊖ 100 ⊖ 200				

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	重要構造物の基礎のみ及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		管水路の基礎は「8 管水路工事 管体基礎工(砂基礎等)」による。
基準高、幅、厚さ、高さのもの	左記のもので20点未満のもの又は構造図に朱記、併記することが困難なもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ	 	

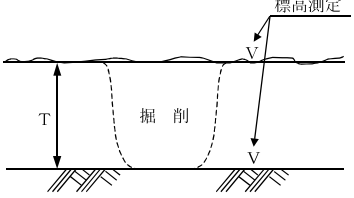
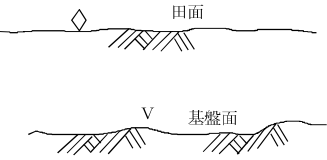
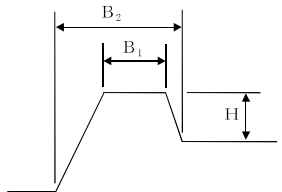
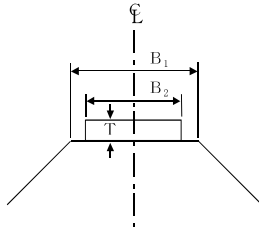
工種	項目	細目	規格値(mm)	測定基準	
1 共通 工事	精度を要するもの	基準高(V)	⊕ 20	構造図の寸法標示箇所を測定する。	
		幅(B)	⊕ 10		
		ゲート戸当部 厚さ(T)	⊕ 20		
		橋台沓部 高さ(H)	⊕ 10		
		長さ(L)	⊕ 10		
	U字溝	基準高(V)	⊕ 40	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所 の割合で測定する。	
	U字フリーム	中心線のズレ(e)	⊕ 50		
	ベンチフリーム	施工延長 ただし延長 200m未満	⊖ 0.1% ⊖ 200		
	土水路	基準高(V)		⊕ 100	上記と同一。
		幅(B)		⊖ 75	
高さ(H)			⊖ 75		
施工延長 ただし延長 200m未満			⊖ 0.2% ⊖ 400		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ		
基準高、中心線のズレ	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
基準高、幅、高さ	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
1 共 通 工 事	鉄筋組立	かぶり(t)	⊖ φ かつ最小かぶり 以上 φ : 鉄筋径	測定箇所標準図による。 1スパン(1打設ブロック)毎に測定する。
		中心間隔(b)	⊖ φ φ : 鉄筋径	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
—	○	—	<p>鉄筋のかぶり(t)の測定位置(ボックスカルバートの例)</p> <p>断面図: 鉄筋の位置とかぶりtを示す。L/3程度、B/3程度の位置に鉄筋が配置されている。Hは高さ、hは鉄筋径、φは鉄筋径を示す。</p> <p>側壁部: 鉄筋の位置とかぶりtを示す。L/3程度の位置に鉄筋が配置されている。Hは高さ、hは鉄筋径、φは鉄筋径を示す。</p> <p>頂版、底版部: 鉄筋の位置とかぶりtを示す。L/3程度の位置に鉄筋が配置されている。Hは高さ、hは鉄筋径、φは鉄筋径を示す。</p> <p>A部詳細図: 鉄筋のかぶりtと配筋鉄筋の位置を示す。φ・○ = 測定箇所を示す。</p>	1面当たり4箇所程度測定する。同一鉄筋上での測定は行わない。
			<p>中心間隔(b)の測定位置(ボックスカルバートの例)</p> <p>断面図: 鉄筋の位置と中心間隔bを示す。L/3程度の位置に鉄筋が配置されている。Hは高さ、hは鉄筋径、φは鉄筋径を示す。</p> <p>側壁部: 鉄筋の位置と中心間隔bを示す。L/3程度の位置に鉄筋が配置されている。Hは高さ、hは鉄筋径、φは鉄筋径を示す。</p> <p>頂版、底版部: 鉄筋の位置と中心間隔bを示す。L/3程度の位置に鉄筋が配置されている。Hは高さ、hは鉄筋径、φは鉄筋径を示す。</p> <p>B部詳細図: 鉄筋の中心間隔bと配筋鉄筋の位置を示す。n=10本を示す。</p>	1面当たり鉄筋10本程度の間隔を測定する。測定箇所は、スパン毎に同じ位置とならないように測定する。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ(T)	⊖ 20%	10a 当たり 3 点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)
	基盤造成 表土整地	基準高(V)	⊕ 150	10a 当たり 3 点以上。 (標高測定する)
		均平度(◇)		
	畦畔復旧	幅(B)	⊖ 50	施工延長おおむね 200m につき 1 箇所割合で 測定する。 施工延長を示さない場 合は、1 耕区につき 1 箇 所割合で測定する。
		高さ(H)	⊖ 50	
	道路工 (砂利道)	幅(B)	⊖ 150	幹線道路は、施工延長 50m につき 1 箇所割合 で測定する。 支線道路は、施工延長お おむね 200m につき 1 箇所割合で測定する。
		厚さ(T)	⊖ 45	
		施工延長	ただし延長 200m 未満	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
基準高、均平度で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		1 基準高は、 基盤面の高 さとする。 2 均平度は表 土埋戻後に 測定する。
幅、高さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
幅、厚さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び 施工延長	—		舗装を行うときは、「4 農道 工事」を適用 する。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
3 農 用 地 造 成 工 事	耕起深耕	耕起深(T) 果樹 野菜	⊖ 75	おおむね ha 当たり 10 箇所測定するほか、つぼ 掘り 2箇所/ha。	
			⊖ 15		
	テラス (階段畑)	幅(B) 耕起幅 (B ₁) 側溝幅 (B ₂) 側溝高さ (H) 法勾配(S)	指定したとき	⊖ 150	テラス延長おおむね 100m当たり 1箇所測定 する。
				⊖ 150	
				⊖ 75	
				⊖ 75	
				⊕ 2分 ⊖ 1分	
	道路工 (耕作道)	幅(B) 厚さ(T) 側溝幅(b) 側溝高さ (H)		⊖ 150	施工延長おおむね 100 m 当たり 1箇所測定す る。
				⊖ 45	
				⊖ 75	
				⊖ 75	
	土壌改良	pH測定		⊕ 0.5	おおむね 50a 当たり 1 箇所(深さ 15 cm)改良材 散布後 2 週間以上経過 して測定する。(試験方 法…ガラス電極法)

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
耕起深で 20 点以上のもの	左記のもの で 20点未満 のもの	—		
幅、耕起幅、 側溝幅、側 溝高さ、法 勾配で 20点 以上のもの	左記のもの で 20点未満 のもの	—		
幅、厚さ、 側溝幅、側 溝高さで 20 点以上のもの	左記のもの で 20点未満 のもの	—		
pH測定で 20点以上の もの	左記のもの で 20点未満 のもの	—		地表から 15 cm の土壌を柱状 に採取し、良 く混合する。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
3 農 用 地 造 成 工 事	改良山成	基準高(V)	⊕ 300	基準高については切土部を40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。 (測定間隔はおおむね40m)
		法勾配(S)	指定したとき ⊕ 1分	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、法勾配で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		切土部のみ対象とする。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	路盤工	基準高(V)	⊕ 50	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。	
		幅(B)	⊖ 50		
		厚さ(T)	下層路盤 ⊖ 50 上層路盤 ⊖ 30		
		中心線の ズレ(e)	⊕ 100		
		施工延長	ただし延長 150m未満		⊖ 0.2% ⊖ 100
	コンクリート 舗装工 アスファルト 舗装工	幅(B)		⊖ 30	幅、中心線のズレについ ては施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合 で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 厚さはおおむね 500 m ² に 1 個割合でコアを 取りコア又はコアホー ルにより測定する。
		厚さ(T)	コンクリート舗装	⊖ 10	
			アスファルト舗装 各層 全層	⊖ 10 ⊖ 15	
		中心線の ズレ(e)		⊕ 50	
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150	
平坦性(F)	A s 舗装 C o 舗装	3 mプロフィール メータ標準偏差 $\sigma = 2.4 \text{ mm}$ 以内 直読式標準偏差 $\sigma = 1.75 \text{ mm}$ 以内 標準偏差 $\sigma = 2.0 \text{ mm}$ 以内	平坦性は 1 車線につき 1 測線全延長中心線に 平行に測定する。		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 厚さ、中心 線のズレで 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—		
幅、厚さ、 中心線のズ レで20点以 上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—	<p>Tと(T)は、ちどりにコア採取 ◇は、コア採取位置</p>	
平坦性は舗 装調査・試 験法便覧に よる				

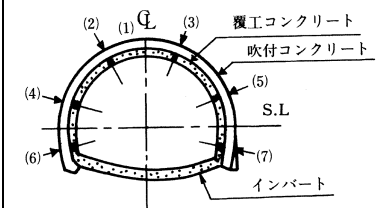
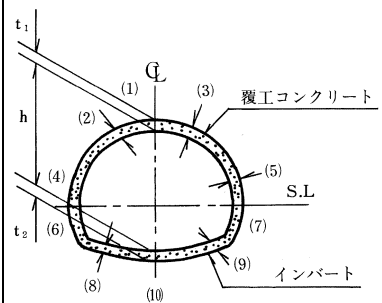
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	砂利舗装工		⊖ 100	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で 測定する。
		幅(B)	⊖ 45	
		厚さ(T)	⊖ 0.2%	
	施工延長	ただし延長 50m未満	⊖ 100	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、厚さで 20 点以上の もの	左記のもの で 20 点未満 のもの及び 施工延長	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	道路トンネル	支 保 工	幅(b)	⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。	
			間隔(l)	⊕ 75		
	コン ク リ ー ト 覆 工	基準高(V)	幅(B)	⊖ 70	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巻 厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③⑨において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。	
			巻厚(T)	⊖ 50		
			高さ(H)	⊖ 70		
			中心線のズレ(e)	直線部		⊕ 100
				曲線部		⊕ 150
		施工延長	ただし延長150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		<p>破碎帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。</p>
基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

工種	項目	細目	規格値(mm)	測定基準	
4 舗装工事・道路改良工事	道路トンネル (NATM)	支保工	幅(b)	⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
			間隔(l)	⊕ 75	
		吹付コンクリート厚(T)	施工吹付厚 ≥設計吹付厚 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長 50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。	
	ロックボルト	位置間隔(L)		施工延長 50m毎に断面全基数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)	
		角度(θ)			
		深さ(l)			
		孔径(φ)			
	コンクリート覆工	基準高(V)		⊕ 50	1. 基準高、幅、高さは施工延長 50mにつき1箇所測定する。 2. 巻厚 (l)コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。
		幅(B)		⊖ 50	
		巻厚(T)		⊖ 0	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
吹付厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
—	—	—		
—	基準高、幅、巻厚、高さ、施工延長	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	道路トンネル (NATM)	コン クリ ート 覆 工	高さ(H)	⊖ 50	<p>(p)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において図に示す各点で巻厚測定を行う。</p> <p>(h)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定する。</p> <p>(二)ただし、以下の場合には適用除外とする。</p> <p>①良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。</p> <p>②異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。</p> <p>③鋼製支保工、ロックボルトの突出。</p>	
			中心線のズレ(e)	直線部		⊕ 100
				曲線部		⊕ 150
			施工延長	ただし延長150m未満		⊖ 0.1% ⊖150

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
5 水路トンネル 工事	水路トンネル 支保工	幅(b) (Bタイプ)	⊖ 0	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
		幅(b) (C、Dタイプ)	⊖ 40	
		間 隔 (ℓ)	⊕ 75	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		<p>破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。 吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。</p>

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
5 水路トンネル 工事	水路トンネル コンクリート 覆工	基準高(V)	⊕ 50	<p>1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>2. 巻 厚</p> <p>(イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。</p> <p>(ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。</p> <p>(ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所割合で行う。ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。</p> <p>3. 中心線のズレ</p> <p>直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所割合で測定する。</p>	
		幅(B)	⊖ 40		
		巻厚(T)	⊖ 0		
		高さ(H)	⊖ 40		
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150		
		施工延長	ただし延長 150m未満		⊖ 0.1% ⊖ 150

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	—		

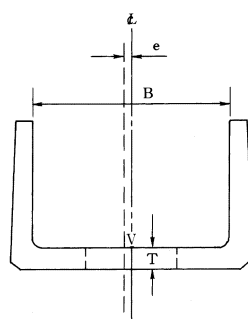
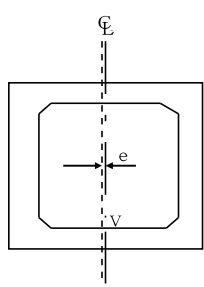
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
6 水 路 工 事	現場打開水路	基準高(V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	
		幅(B)	⊖ 25		
		厚さ(T)	⊖ 20		
		高さ(H)	⊖ 25		
		中心線のズレ(e)	直線部		⊕ 50
			曲線部		⊕ 100
		スパン長(L)	直線部		⊕ 20
	曲線部		⊕ 30		
	施工延長	ただし延長150m未滿	⊖ 0.1% ⊖ 150		
		現場打サイン	基準高(V)	⊕ 50	上記と同一。
	幅(B)	⊖ 20			
		厚さ(T)	⊖ 20		
	高さ(H)	⊖ 20			
中心線のズレ(e)		直線部	⊕ 50		
	曲線部	⊕ 100			
スパン長(L)	直線部	⊕ 20			
	曲線部	⊕ 30			
施工延長	ただし延長150m未滿	⊖ 0.1% ⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未滿のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を9mとした場合。
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未滿のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を9mとした場合。

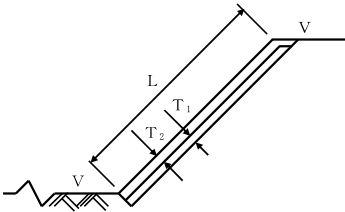
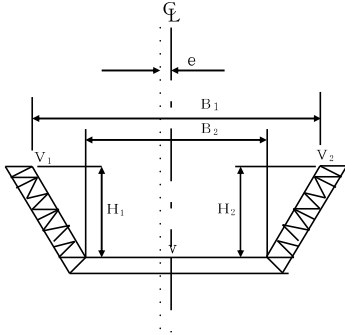
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
6 水 路 工 事	現場打暗渠	基準高(V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	⊖ 20	
		厚さ(T)	⊖ 20	
		高さ(H)	⊖ 20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		スパン長(L)	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
		施工延長	ただし延長150m未満	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点未満のもの及び施工延長	左記のもの	—		スパン長の標準を9mとした場合。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
6 水 路 工 事	鉄筋コンクリート大型フリューム	基準高(V)	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長 50mにつき 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。	
		幅(B)	⊖ 25		
	鉄筋コンクリートL形水路	厚さ(T)	⊖ 20		
		中心線のズレ(e)	直線部		± 50
			曲線部		± 100
		施工延長	ただし延長 150m未満		⊖ 0.1% ⊖ 150
	ボックスカルバート水路	基準高(V)	± 30		
		中心線のズレ(e)	直線部		± 50
			曲線部		± 100
施工延長		ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		幅、厚さはL形水路のみ測定する。
基準高、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長			

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
7 排 水 路 工 事 ・ 河 川 工 事	コンクリート 法覆工	基準高(V)	⊕ 45	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未满是 2 箇所測定 する。	
		アスファルト 法覆工	厚さ(T)		厚さ 10 cm未満 〃 10 cm以上
	法長(L)		法長 2 m未満 〃 2 m以上		⊖ 50 ⊖ 100
	施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150		
コンクリート ブロック積み 水路 鉄筋コンクリ ート柵渠	基準高(V)		⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工 延長おおむね 50mに つき 1 箇所割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所割合 で測定する。 上記未满是 2 箇所測 定する。 幅、高さについては施 工延長 50mにつき 1 箇所の割合で測定す る。 上記未满是 2 箇所測 定する。	
	幅(B)		⊖ 40		
	高さ(H)		⊖ 40		
	中心線の ズレ(e)	直線部 曲線部	⊕ 50 ⊕ 100		
	施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚 さ、法長で 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未 満のもの 及び 施工延長	—		
基準高、幅、 高さ、中心 線のズレで 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未 満のもの 及び 施工延長	—		幅、高さは柵 渠には適用し ない。

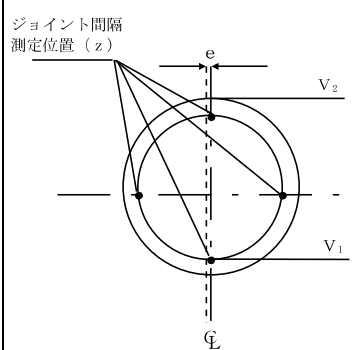
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
7 排 水 路 工 事 ・ 河 川 工 事	ライニング水路 連節ブロック コンクリート マット	基準高(V)	⊕ 75	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。	
		幅(B)	⊖ 75		
		法長(L)	法長 2m未満		⊖ 50
			〃 2m以上		⊖ 100
施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 法長で 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの及び 施工延長	—		布設時の値である。

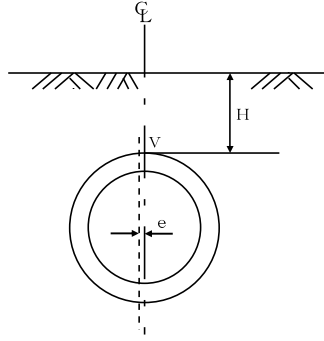
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	管体基礎工 (砂基礎等)	幅(B)	⊖ 100	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
		高さ(H)	⊕ 30	
管水路 (遠心力鉄筋 コンクリート 管) R C 管	基準高(V) ただし被圧地下水の ある場合		⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工 延長おおむね 50mに つき 1 箇所割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに 1 箇所割合で測 定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 ジョイント間隔につい ては 1 本毎に測定する。
			⊕ 50	
	中心線の ズレ(e)		⊕ 100	
	ジョイント 間隔(z)		別表イ 参照	
	施工延長	ただし延長 200m未満	⊖ 0.1% ⊖ 200	

管 理 方 式			測定箇所標準図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、高さで 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの	—	<p style="text-align: center;">$H = V_2 - V_1$</p>	基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。高さ(H)の管理は、 V_2V_1 で算出するものとする。
管 理 方 式			測定箇所標準図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、 ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	—	<p style="text-align: center;">基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。</p>	Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。ただし、 $\phi 1,350$ mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V_2)でもよい。eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

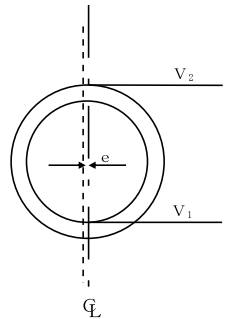
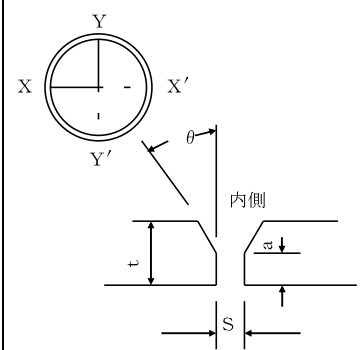
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) K形 T形 U形	基準高(V) ただし被圧地下水の ある場合	⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部)については施 工延長おおむね 50mに つき 1 箇所割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに 1 箇所割合で測 定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 ジョイント間隔につい ては 1 本毎に測定する。
			⊕ 50	
	(強化プラスチッ ク複合管) B形、T形 C形	中心線の ズレ(e)	⊕ 100	
	ジョイント 間隔(z)	別表ウ及び別表エ参 照		
	施工延長	ただし延長 200m未満	⊖ 0.1% ⊖ 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表に よるもの (様式3-1、 3-4)	構造図に朱 記、併記す るもの		
基準高、中 心線のズレ、 ジョイント 間隔で20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—	 <p>ジョイント間隔 測定位置(z)</p> <p>基準高(V)は、V₁、V₂のいずれ か一方を測定し管理する。</p>	Vの測定は管 底(V ₁)を原 則とし、測定 時期は埋戻 了とする。 ただし、φ 1,350 mm以下 又は管底での 測定作業が困 難な場合は、 管頂まで埋戻 後の管頂(V ₂) でもよい。 eの測定は管 頂まで埋戻時 の管頂を原則 とする。 なお、「埋戻 了」とは、特 に指示がない 場合は舗装 (表層、上層 路盤、下層路 盤)を除いた 埋戻了時点 とする。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	管水路 (硬質ポリ塩 化ビニル管)	基準高(V)	⊕ 50	設計図書に示された基 準高、あるいは埋設深、 中心線のズレ(直線部) については施工延長お おむね 50mにつき1箇 所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mにつき1箇所の割合 で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
		埋設深(H)	⊖ 50	
		中心線の ズレ(e)	⊕ 120	
		施工延長	ただし延長 200m未満	
管水路 (鋼管)	<p>管種等の適用範囲は原則として下記による。</p> <p>管 種 J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管—第1部:直管) W S P A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管)</p> <p>寸 法 80A~3500A</p> <p>塗覆装方法 管 外 面 長寿命形プラスチック被覆とする。 管 内 面 エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は、別表カのとおりとする。</p> <p>接 合 法 突き合わせ溶接継手とする。</p> <p>工 法 通常の開削による布設工法とする。</p> <p>管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。</p>			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、埋 設深、中心 線のズレで 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—		通常の開削に よる布設工法 とは、矢板土 留・建込簡易土 留を含むもの とする。

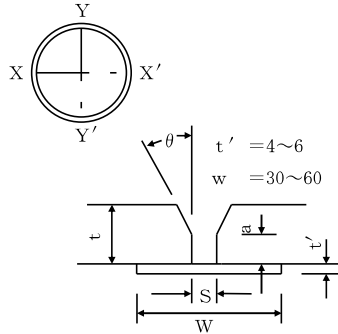
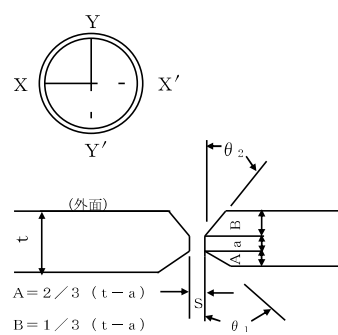
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	管布設	基準高(V) ただし被圧地下水のある場合	⊕ 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。	
			⊕ 50		
		中心線のズレ(e)	⊕ 45		
	V型開先 (両面溶接)	ただし延長 200m未満	⊖ 0.1%		溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所割合で測定する。
			⊖ 200		
			0~3		
ルート ギャップ (s)	ベベル 角度(θ)	30~35°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。		
		≤2.4			
		ルート フェイス (a)			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで 20 点未満のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		<p>Vの測定は管底(V₁)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。</p> <p>ただし、φ 1,350 mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V₂)でもよい。</p> <p>eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。</p> <p>なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		<p>左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。</p>

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	V型開先テー パ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
		ベベル 角度(θ)	Y、Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50°	
		ルート フェイス (a)	≤ 2.4	
	V型開先 (片面溶接)	ルート ギャップ (s)	1~4	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		ベベル 角度(θ)	30~35°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		ルート フェイス (a)	≤ 2.4	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p>(平面図)</p>	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

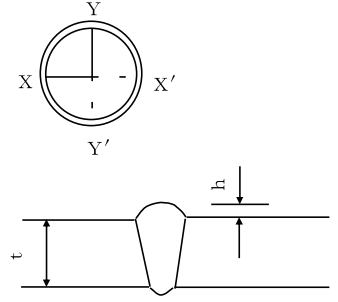
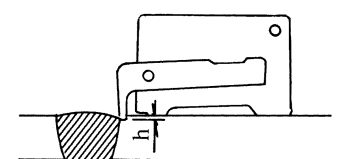
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	V型開先 (片面裏当溶接)	ルート ギャップ (s)	4以上	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		ベベル 角度(θ)	22.5~27.5°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		ルート フェイス (a)	≤ 2.4	
	X型開先 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		ベベル 角度 (θ_1) (θ_2)	30~35° 40~45°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		ルート フェイス (a)	2以下	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

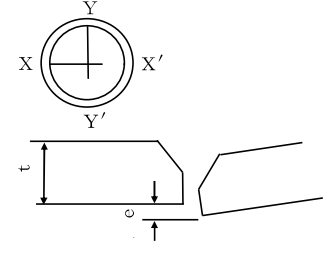
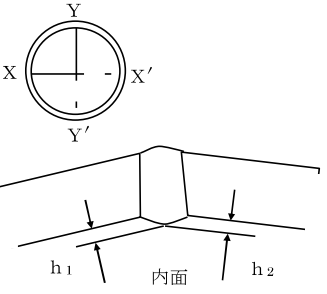
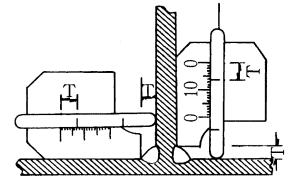
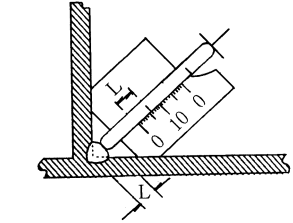
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	X型開先テー パ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
		ベベル 角度 (θ_1) (θ_1) (θ_1) (θ_2) (θ_2) (θ_2)	Y、Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50° Y、Y' : 40~45° X' : 40~60° X : 45~25°	
		ルート フェイス (a)	2以下	
周継手溶接	目違(e)		t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 16 e ≤ 0.25t 16 < t ≤ 38 e ≤ 4.0	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャ ップで 20 点以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び ベベル角 度、ルート フェイス	—	<p>(平面図)</p> <p>①~①</p> <p>Y X X' Y'</p> <p>(外面)</p> <p>θ_2 S t B a A θ_1</p> <p>$A = 2/3(t-a)$ $B = 1/3(t-a)$</p>	左記によらない 場合は特別 仕様書による ものとする。
目違い、余 盛高で20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—	<p>Y X X' Y'</p> <p>t a</p>	

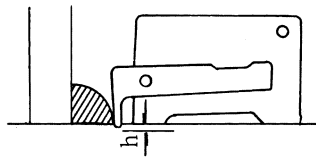
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	周継手溶接	余盛高(h)	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
		アンダ カット(h)	h ≥ 0.5 は不合格。 0.3 < h ≤ 0.5 は、1 個の長さ 30 mm (内側 にあつては 50 mm) を 越えるもの、又は合 計長さが管の円周長 さの 15% を越える ものは不合格。 h ≤ 0.3 は合格。	1 箇所毎に全円周を目 視により点検し、懸念の ある部分はゲージによ り点検する。
		ビード外 観	ビード表面に極端な 不揃い部分があつて はならない。	1 箇所毎に全円周を目 視により点検する。
		その他	溶接部及びその付近 には、割れ、アーク ストライクの跡、有 害と認められる程度 のオーバーラップ、ピ ット、ジグ跡などの 欠陥があつてはなら ない。	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
				
—	—	○		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	周継手溶接テーパ付き直管 (e)	両面溶接	t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。
		余盛高(h)	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8 ただし h = (h ₁ + h ₂) / 2	
すみ肉溶接	脚長(T)	のど厚(L)	指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の長さの5%以下で-0.5 mmまでは認める。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
		脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の長さの5%以下で-1.0 mmまでは認める。	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
目違い、余盛高で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—	 	
—	—	○	 	

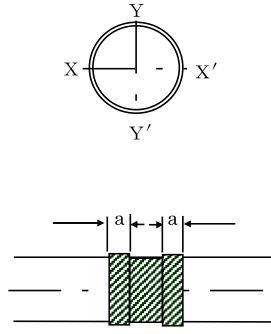
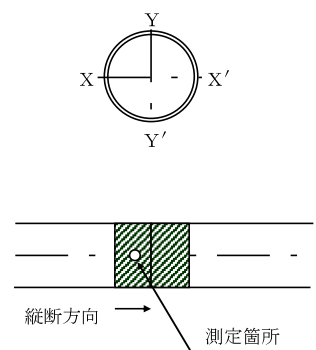
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	すみ肉溶接	アング カット(h)	0.5<h<1.0 の時ア ングカットの長さが 板厚よりも大きいも のがあってはならな い。 h≥1.0 のアングカ ットはあってはなら ない。	溶接線全長にわたって 目視により点検し、懸念 のある部分はゲージに より点検する。
		ピット	ピットの直径が1mm 以下では溶接長さ1 mにつき3個までを 許容する。 しかし直径が1mmを 超えるものがあって はならない。	
		ビード外 観	ビード表面に極端な 不揃い部分があつて はならない。	
		その他	溶接部及びその付近 には、割れ、アーク ストライクの跡、有 害と認められる程度 のオーバーラップ、ジ グ跡などの欠陥があ つてはならない。	
放射線透過試験	別表オ参 照	別表オの判定基準参 照	周継手溶接の場合、全溶 接線長の5%を撮影す るものとする。 すみ肉溶接の場合は特 別仕様書による。	
素地調整	外観	水分、錆、油等があ つてはならない。	現場塗装全面を点検す る。	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式 3-2)	点検表によ るもの (様式 3-3)			
—	—	○			
—	—	○			全溶接線長と は、溶接箇所 全ての溶接線 長の総計をい う。
—	—	○			

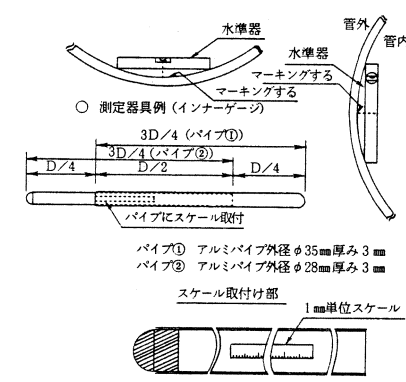
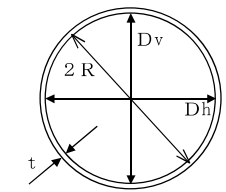
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	エポキシ樹脂 塗装	外観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあるてはならない。	現場塗装全面を点検する。
		膜厚	最低膜厚は、別表カまたは特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	現場塗装箇所 10 箇所につき 1 箇所測定するものとし、1 箇所につき 12 点測定する。(天地左右、縦断方向に各 3 点)
		ピンホール	火花の発生するような欠陥があるてはならない。	現場塗装全面を点検する。
		付着性	付着不良の欠陥があるてはならない。	

管 理 方 式			測定箇所標準位置図及び測定要領	摘 要				
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)						
—	—	○		JIS G 3443-4 に準じる。				
膜厚で 20 点以上のも	左記のもので 20 点未満のもの	—	<p>電磁微厚計などで測定する。</p>					
—	—	○	ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。 標準試験電圧 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>塗膜の厚さ(mm)</td> <td>試験電圧(DC V)</td> </tr> <tr> <td>0.5 以上</td> <td>2,000~2,500</td> </tr> </table>	塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)	0.5 以上	2,000~2,500	
塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)							
0.5 以上	2,000~2,500							
—	—	○	柄のついた鋼製両刃のへら(全長約 200 mm 程度)を用いてはつり、付着の良否を点検する。					

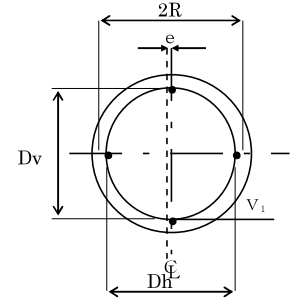
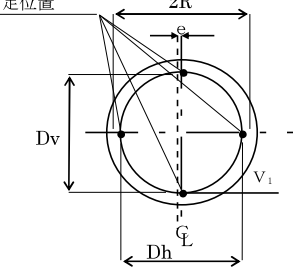
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	ジョイントコ ート	焼損	あつてはならない。	ジョイントコート全数 を点検する。
		両端のめ くれ	有害な欠陥となる大 きなめくれがあつて はならない。	
		ふくれ	ジョイントコートの 両端から 50mm 以内 にふくれがあつては ならない。	
		工場被覆 部との重 ね代(a)	片側 50 mm 以上	
		ピンホー ル	火花の発生するよう な欠陥があつてはな らない。	
		膜厚	別表カのとおり 1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後 の厚さとする。	ジョイントコート施工 箇所 10 箇所につき 1 箇 所測定するものとし、1 箇所につき 4 点測定す る。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式3-2)	構造図に朱 記、併記す るもの		
-	-	○		
-	-	○		
膜厚で 20 点以上のも の	左記のもの で 20 点未 満のもの	-		

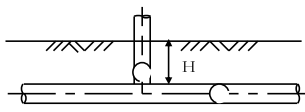
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。		
	ダクタイル鋳鉄管	管 種 J I S G5526(ダクタイル鋳鉄管) J D P A G1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)		
	鋼管	J I S G3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管) W S P A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)		
	強化プラスチック管	J I S A5350(強化プラスチック複合管) F R P M K111-2016(強化プラスチック複合管内圧管 フライムラインディング成形法)		
たわみ率	縮 固 め 程 度	なし	⊕ 5%	施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		I	⊕ 5%	測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻し時及び埋戻完了時とする。
		I 礫質土	⊕ 5%	なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
		II	⊕ 5%	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要								
管理図表によるもの (様式 3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-5)	構造図に朱記、併記するもの										
			<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <p>① 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。</p> <p>② その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする。</p> <p>③ ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。</p> <p>④ ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。</p>  <p>パイプ① アルミパイプ外径φ35mm厚み3mm パイプ② アルミパイプ外径φ28mm厚み3mm スケール取付け部 1mm単位スケール</p>									
各測定時期で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	 <p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	<p>管径 900mm 以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。</p> <p>縮固め程度は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>縮固めの程度</td> <td>仕上り程度</td> </tr> <tr> <td>縮固めなし</td> <td>締まった状態を指し、ゆるみ球状状態でない</td> </tr> <tr> <td>縮固め I</td> <td>縮固め度の 85%以上</td> </tr> <tr> <td>縮固め II</td> <td>縮固め度の 90%以上</td> </tr> </table>	縮固めの程度	仕上り程度	縮固めなし	締まった状態を指し、ゆるみ球状状態でない	縮固め I	縮固め度の 85%以上	縮固め II	縮固め度の 90%以上
縮固めの程度	仕上り程度											
縮固めなし	締まった状態を指し、ゆるみ球状状態でない											
縮固め I	縮固め度の 85%以上											
縮固め II	縮固め度の 90%以上											

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	シールド工事 (一次覆工) コンクリート セグメント 鋼製セグメント	基準高(V)	⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね 50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
		施工延長	ただし延長 150m未満 ⊖ 0.1% ⊖ 150	
		たわみ率	⊕ 5%	
シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	既製管挿入工 推進工事	基準高(V)	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。 施工延長おおむね 50mにつき1箇所を測定する。 上記未満は2箇所測定する。 測定時期は、管据付時、注入完了時とする。
		中心線のズレ(e)	⊕ 100	
		ジョイント間隔(Z)	別表イ、ウ及び別表エ参照	
		施工延長	ただし延長 200m未満 ⊖ 0.1% ⊖ 200	
		たわみ率	⊕ 5%	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2、3-4、3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、3-4、3-5)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点未満のもの及び施工延長20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>基準高 (V) は、V₁を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (D_h + t)]$ 又は $[2R - (D_v + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底 (V ₁)を原則とし、測定時期は完了時とする。
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>ジョイント間隔 測定位置</p>  <p>基準高 (V) は、V₁を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (D_h + t)]$ 又は $[2R - (D_v + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底 (V ₁)を原則とし、測定時期は完了時とする。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
9 畑 か ん 施 設 工 事	スプリンクラー	埋設深(H)	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
埋設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
10 橋 梁 工 事	コンクリート桁 〔 ポストテン ション桁 〕	上幅 (B ₁)	⊕ 10 ⊖ 5	幅、高さについては桁の 両端部、中央部の3箇所 を全桁数測定する。 桁長は各桁で、横方向の 最大曲がりについては プレストレスング後 に、全桁数測定する。
		下幅 (B ₂ 、B ₃)	⊕ 5	
		高さ(H)	⊕ 10 ⊖ 5	
		桁長(L)	⊕ 15	
	横方向の 最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 未満)	1.5L-6		
横方向の 最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 以上)	10			
鉄筋コンク リート床版 工	基準高(V)		⊕ 20	基準高は1径間あたり 2箇所(支点付近)で測 定する。 幅は1径間あたり3箇 所測定する。 厚さは、おおむね10㎡ に1箇所の割合で測定 する。
	幅(B)		⊕ 30	
	厚さ(T)		⊕ 20 ⊖ 10	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式 3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの		
—	構造図に朱 記、併記す ることが困 難なもの	幅、高さ、 桁長、横方 向の最大曲 がり	<p style="text-align: center;">L : 桁長 (m)</p>	
—	構造図に朱 記、併記す ることが困 難なもの	基準高、幅、 厚さ		コンクリート 橋に適用す る。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
10 橋 梁 工 事	鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	高欄幅(B)	⊖ 20	1 径間当たり両端と中央部の両側を測定する。
		高欄高さ(H)	⊖ 30	
		地覆幅(B)	⊖ 20	
		地覆高さ(H)	⊖ 20	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	高欄幅、高欄高さ、地覆幅、地覆高さ		

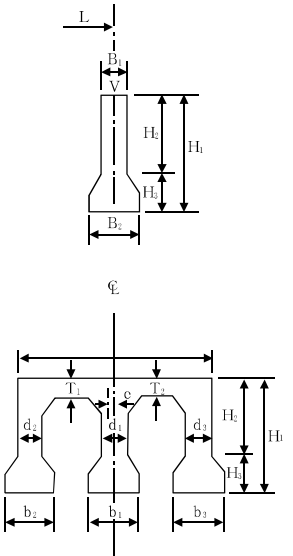
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋台工	敷幅(B)	⊖ 50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
		控壁の厚さ(T)	⊖ 20	
		高さ(H)	⊖ 50	
		中心線のズレ(e)	± 50	
		天端長(L ₁)	⊖ 50	
		敷長(L ₂)	⊖ 50	
		胸壁間距離(L ₃)	± 30	
	橋台脊部	「1 共通工事の精度を要するもの」の項に定めるところによる	同 左	同 左

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	敷幅、控壁の厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、胸壁間距離		2 スパン以上の場合の胸壁間距離は「橋脚工」の橋脚中心間距離において管理する。
同 左	同 左	同 左	同 左	

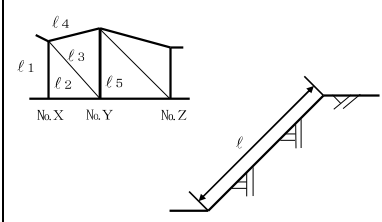
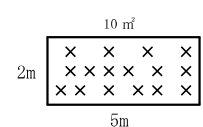
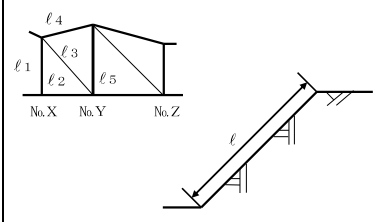
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 〔張出式 重力式 半重力式〕	基準高(V)	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
		天端長(ℓ_1)	⊖ 50	
		敷長(ℓ_2)	⊖ 50	
		天端幅(B ₁)	⊖ 20	
		敷幅(B ₂)	⊖ 50	
		高さ(H)	⊖ 50	
		橋脚中心間距離(L)	± 30	
		中心線のズレ(e)	± 50	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

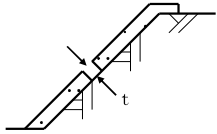
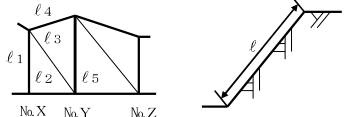
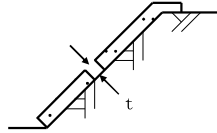

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 (7-1形式)	基準高(V)	⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
		天 端 長 (ℓ)	⊖ 20	
		天端幅 (B ₁)	⊖ 20	
		中間幅(d)	⊖ 20	
		基礎幅 (B ₂ 、b)	⊖ 50	
		高さ(H)	⊖ 50	
		厚さ(T)	⊖ 20	
		橋脚中心間距離(L)	⊕ 30	
中心線のズレ(e)	⊕ 50			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

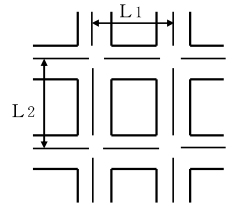
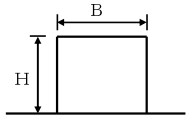
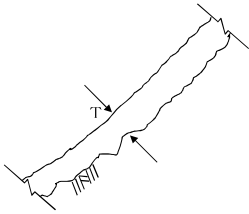
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	面積(A)		施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
		アンカー ピン数	ラス張 $\phi 9 (D10) \times L=200 \text{ mm}$ 1.5本/㎡以上 $\phi 16 (D16) \times L=400 \text{ mm}$ 0.3本/㎡以上	ラス張は 200 ㎡に1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。
	アンカー ピン及び 止め釘	植生マット、繊維ネット 肥料袋付 6本/㎡以上 肥料袋無 3本/㎡以上	植生マット及び繊維ネットは 500 ㎡に1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。	
種子散布	面積(A)		施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。
—	測定値を記入	—		(参考) 規格値に示す値は標準であることから、工法により標準本数が異なる場合は、別途監督職員と協議する。
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	客土吹付	厚さ(T)	平均厚さ \geq 設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の 50%以上とする。	施工面積 500 m ² に1箇所割合で測定する。 上記未滿は2箇所測定する。
		面積(A)	施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	植生基材吹付	厚さ(T)	平均厚さ \geq 設計厚さ 測定値は設計厚5cm未滿 ⊖ 10% " 5cm以上 ⊖ 20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の 50%以上とする。	施工面積 200 m ² に1箇所割合で測定する。 上記未滿は2箇所測定する。
		面積(A)	施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未滿のもの	—		1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3 設計吹付厚さ5cm以上には適用しない。
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未滿のもの	—		1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	吹付枠	梁延長	施工延長 \geq 設計延長	全施工延長について展開図により測定する。
		梁間隔(L)	$\oplus L/10$	施工面積 200 m ² に1箇所の割合で測定する。
	梁断面(H) (B)	$\ominus 20$	施工面積 200 m ² に1箇所の割合で測定する。	
コンクリート 吹付 モルタル吹付	吹付厚さ (T)	設計厚 5 cm未満	$\ominus 10$	施工面積おおむね100m ² につき1箇所の割合でコア採取又は削孔などして測定する。 上記未满是2箇所測定する。
		” 5 cm以上	$\ominus 20$ (ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。)	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図に朱記、併記する		
間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
断面で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。

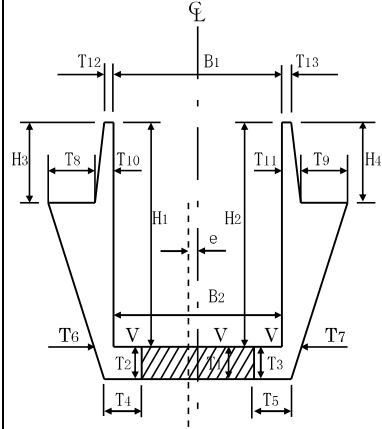
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準		
13 暗 渠 排 水 工 事	吸水渠	布設深 (H)	⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。		
		間隔(B)	⊕ 750			
		施工延長	ただし延長 500m以下		⊖ 0.2% ⊖1,000	
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布設深 (H)	⊖ 75		施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	
		施工延長	ただし延長 500m以下			⊖ 0.2% ⊖1,000

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
布設深、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
布設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
14 フ イ ル ダ ム 工 事	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高(V)	⊕ 30	1. 基準高、幅、厚さ、高さについては1スパンにつき1箇所割合で測定する。 2. 厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	⊖ 25	
		厚さ(T)	⊖ 20	
		高さ(H)	⊖ 40	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 75 曲線部 ⊕ 150	
		スパン長	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
		施工延長	ただし延長150m未満	
堤体盛土	ゾ ン 幅	遮水ゾーン	$\ell_1 \oplus 500 \ominus 0$	ゾーン幅については施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。
		フィルターゾーン	$\ell_2 \oplus 500 \ominus 0$ 有効幅Bは設計以上	
		トランジションゾーン	$\ell_3 \oplus 1,000 \ominus 500$	
		ロックゾーン	$\ell_4 \oplus 1,000 \ominus 0$ 有効幅Bは設計以上	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	—		
ゾーン幅で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの	—	<p>注) ゾーン区分 C: 遮水ゾーン F: フィルターゾーン T: トランジションゾーン R: ロックゾーン</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 堤体表面張立(張石)状態に適用する。 2 ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(ℓ)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう。 3 管理基準値については別途定めるものとする。 4 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。

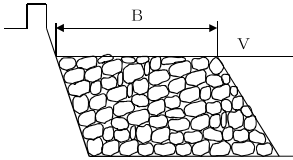
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
14 フ イ ル ダ ム 工 事	洪水吐	基準高(V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。	
		幅(B)	⊖ 25		
		厚さ(T)	⊖ 20		
		高さ(H)	⊖ 25		
		中心線のズレ(e)	直線部		⊕ 50
			曲線部		⊕ 100
		スパン長	直線部		⊕ 20
曲線部	⊕ 30				
施工延長	ただし延長150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点未満のもの及び施工延長	左記のもの	—	 <p>*斜線部はインバート</p>	インバートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。

工種	項目	細目	規格値(mm)	測定基準	
15 頭 首 工 事	本体	基準高(V)	⊕ 30	構造図の寸法表示箇所を測定する。	
		幅(B)	天端幅等		⊖ 30
			エプロン部		⊖ 60
		厚さ(T)			⊖ 30
		高さ(H)			⊖ 30
長さ(L)		⊖ 100			
護床ブロック (異形ブロック)	基準高(V)		⊕ 150	基準高については施工面積 100 m ² につき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。	
		面積(A)	⊖ 0.2%		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ		
基準高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
16 海 岸 河 川 工 事	捨石工 消波ブロック	基準高(V)	⊖ 300 特別仕様書による	基準高、幅については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。
		幅(B)	⊖ 300	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅で 20 点以上のも	左記のもので 20 点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		

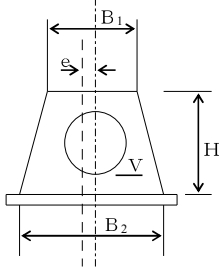
工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
17 た め 池 改 修 工 事	掘削	基準高(V)	⊕ 100	線的なものについては 施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。
		幅(W)	⊖ 150	
		法長(L)	⊖ 200	
		施工延長	⊖ 200	
堤体工	堤体工	基準高(V)	⊕ 100	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
		堤幅(W)	⊖ 100	
		法長(L)	⊖ 100	
		施工延長	⊖ 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 法長で 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの	左記のもの で箇所単位 のもの		
基準高、堤 幅、法長で 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの及び 施工延長	左記のもの で箇所単位 のもの	<p>(鋼土)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 鋼土の幅は盛土高 1m 毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断面図面を利用して作成する。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
17 た め 池 改 修 工 事	洪水吐工	基準高(V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。	
		幅(B)	⊕ 30		
		厚さ(T)	⊕ 20		
		高さ(H)	⊕ 30		
		中心線のズレ(e)	直線部		⊕ 50
			曲線部		⊕ 100
		スパン長(L)	直線部		⊕ 20
			曲線部		⊕ 30
施工延長(又は長さ)		⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	箇所単位で20点未満のものについて、基準高、幅、厚さ、高さ		スパン長の標準を9mとした場合。

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
17 樋管工 同上付帯構造 物(土砂吐ゲ ート等) た め 池 改 修 工 事	基準高(V)		⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレについては 施工延長 10mにつき 1箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔につい ては、1本毎に測定す る。 箇所単位のものにつ いては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。	
		幅(B)	⊖ 20		
		厚さ(T)	⊖ 20		
		高さ(H)	⊖ 20		
		中心線の ズレ(e)	直線部		⊕ 50
			曲線部		⊕ 100
施工延長		⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	箇所単位のもので 20 点未満のものについて、基準高、幅、厚さ、高さ		<ol style="list-style-type: none"> 1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 プレキャストコンクリート製品使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合は、土木工事施工管理基準 5 水路トンネル工事の水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は土木工事施工管理基準 1 共通工事のコンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

(単位：mm)

杭 径	木 杭		プレキャストコンクリート杭	
	管理基準値	規 格 値	管理基準値	規 格 値
60		225		
90		225		
120		225		
150		225		
180		225		
210		225		
200				50
250				62
300				75
350				87
400				100
450				100
500				100
550				—
600				100
700				100
800				100
900				
1,000				
1,200				
1,500				
1,800				
2,000				
2,500				
3,000				

(単位：mm)

杭 径	鋼 管 杭		場 所 打 杭	
	管理基準値	規 格 値	管理基準値	規 格 値
60				
90				
120				
150				
180				
210				
200				
250				
300				
350				
400		100		
450		100		
500		100		
550		100		
600		100		
700		100		
800		100		100
900		100		—
1,000		100		100
1,200				100
1,500				100
1,800				100
2,000				100
2,500				100
3,000				100

別表イ 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

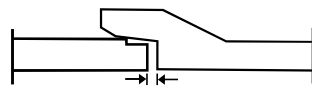
JIS A 5372 RC管 (B形管)				JIS A 5372 RC管 (NB形管)	
呼び径 (mm)	管理基準値	規格値		管理基準値	規格値
		8管水路工事 良質地盤	8管水路工事 軟弱地盤		
150		+20	0		+23 0
200		+20	0		+23 0
250		+20	0		+23 0
300		+18	0		+23 0
350		+18	0		+23 0
400		+21	0		+29 0
450		+21	0		+29 0
500		+21	0		+29 0
600		+23	0		+29 0
700		+21	0		+29 0
800		+24	0		+29 0
900		+26	0		+29 0
1,000		+32	0		+29 0
1,100		+33	0		+29 0
1,200		+35	0		+29 0
1,350		+37	0		+29 0

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
3. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値及び管理基準値は下図に示す位置を測定するものとする。
4. 管の外から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa' b' c' d'とする。

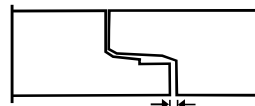
(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1) 内面から計測する場合。

B型及びNB型



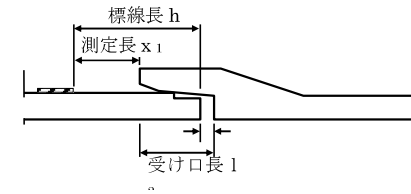
NC型



(2) 外面から計測する場合

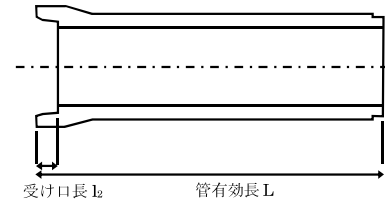
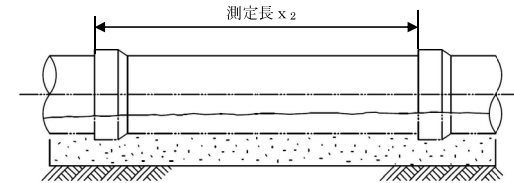
1) 標線による計測

ジョイント間隔=受け口長 l_1 - (標線長 h -測定長 x_1)



2) 標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔=受け口長 l_2 - (管有効長 L -測定長 x_2)



(単位：mm)

JIS A 5372 RC管 (NC形管)			
呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	規格値
1,500	5		+33 +5
1,650	5		+33 +5
1,800	5		+33 +5
2,000	5		+33 +5
2,200	5		+33 +5
2,400	5		+38 +5
2,600	5		+38 +5
2,800	5		+38 +5
3,000	5		+38 +5

別表ウ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

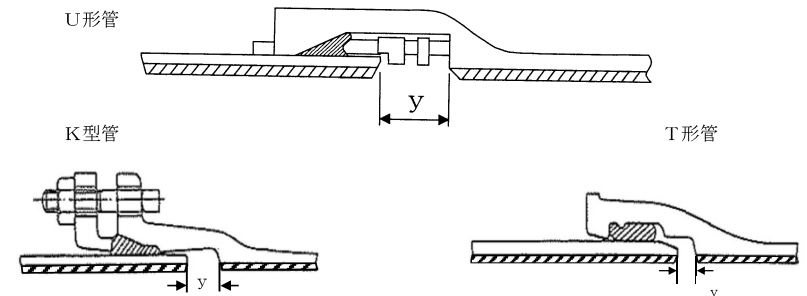
規格	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027		JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027・1029	
	8 管水路工事 K形		8 管水路工事 T形（直管）	
呼び径 (mm)	管理基準値	規格値	管理基準値	規格値
75		+19 0		+16 0
100		+19 0		+16 0
150		+19 0		+16 0
200		+19 0		+14 0
250		+19 0		+14 0
300		+19 0		+24 0
350		+31 0		+24 0
400		+31 0		+24 0
450		+31 0		+24 0
500		+31 0		+30 0
600		+31 0		+30 0
700		+31 0		+30 0
800		+31 0		+30 0
900		+31 0		+40 0
1,000		+36 0		+40 0
1,100		+36 0		+40 0
1,200		+36 0		+50 0
1,350		+36 0		+50 0
1,500		+36 0		+60 0
1,600		+40 0		+70 0
1,650		+45 0		+70 0
1,800		+45 0		+80 0
2,000		+50 0		+90 0
2,100		+55 0	— —	— —
2,200		+55 0	— —	— —
2,400		+60 0	— —	— —
2,600		+70 0	— —	— —

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
- なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
3. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa' b' c' d'とする。
4. ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。
5. JDPA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
 ・T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600
 JDPA G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
 ・T形：250～700、U形：800～2,600
 JDPA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形に準じる。

(単位：mm)

規格	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1029		
	8 管水路工事 T形（異形管）		8 管水路工事 U形		
呼び径 (mm)	管理基準値	規格値	標準値	管理基準値	規格値
75		+16 0	—	—	—
100		+17 0	—	—	—
150		+18 0	—	—	—
200		+16 0	—	—	—
250		+14 0	—	—	—
300	— —	— —	—	—	—
350	— —	— —	—	—	—
400	— —	— —	—	—	—
450	— —	— —	—	—	—
500	— —	— —	—	—	—
600	— —	— —	—	—	—
700	— —	— —	105	—	+32 - 5
800	— —	— —	105	—	+32 - 5
900	— —	— —	105	—	+32 - 5
1,000	— —	— —	105	—	+33 - 5
1,100	— —	— —	105	—	+33 - 5
1,200	— —	— —	105	—	+33 - 5
1,350	— —	— —	105	—	+35 - 5
1,500	— —	— —	105	—	+35 - 5
1,600	— —	— —	115	—	+33 - 5
1,650	— —	— —	115	—	+33 - 5
1,800	— —	— —	115	—	+33 - 5
2,000	— —	— —	115	—	+36 - 5
2,100	— —	— —	115	—	+36 - 5
2,200	— —	— —	115	—	+36 - 5
2,400	— —	— —	115	—	+36 - 5
2,600	— —	— —	130	—	+36 - 5

- 注) 6. JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）のK形、U形に準じる。
7. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。

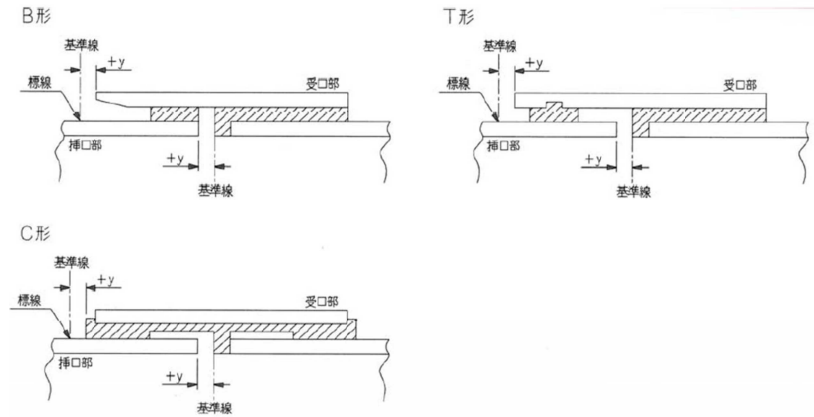


別表エ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

（単位：mm）

規格	JIS A 5350					
	B形、C形及びT形					
	呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	規格値		
良質地盤				軟弱地盤		
200	0		+33	0	+22	0
250	0		+33	0	+22	0
300	0		+38	0	+25	0
350	0		+38	0	+25	0
400	0		+43	0	+28	0
450	0		+43	0	+28	0
500	0		+53	0	+35	0
600	0		+53	0	+35	0
700	0		+53	0	+35	0
800	0		+53	0	+35	0
900	0		+53	0	+35	0
1,000	0		+53	0	+35	0
1,100	0		+53	0	+35	0
1,200	0		+53	0	+35	0
1,350	0		+53	0	+35	0
1,500	0		+53	0	+35	0
1,650	0		+80	0	+53	0
1,800	0		+80	0	+53	0
2,000	0		+95	0	+63	0
2,200	0		+95	0	+63	0
2,400	0		+113	0	+75	0
2,600	0		+113	0	+75	0
2,800	0		+128	0	+85	0
3,000	0		+128	0	+85	0

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 管の外から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa' b' c' d'とする。
 4. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。
 5. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。



別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(J I S Z 3050 A基準 準拠)

項 目	判 定 基 準
1. ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
2. 目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ70mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には5の溶落ちと同様に取り扱う。
4. 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
5. 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
6. 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
7. 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
8. タングステン巻込み	タングステン巻込みは、J I S Z 3104 付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
9. ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、J I S Z 3104 付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
10. 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、J I S Z 3104 付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
11. 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れていなければならない。
12. 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13. きずの集積	1から11までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm以下を合格とする。ただし2に掲げるきずを除く。
14. アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
15. きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさと合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ

種 別	塗 覆 装 方 式	最小厚さ (mm)
直管 テーパ付き 直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装（JIS G 3443-4）」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 （「農業用プラスチック被覆鋼管（WSP A-101-2009）」による）
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第3部：長寿命外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）」	2.0mm以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装（JIS G 3443-4）」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 （「農業用プラスチック被覆鋼管（WSP A-101-2009）」による）
	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（WSP 012-2010）」	プラスチック系の場合 基 材：1.5mm以上 粘着材：1.0mm以上
備考1.	制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。 ただし、フランジ等外部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。	
備考2.	継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（WSP 012）」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。	